

## 5 政令月収額の計算方法

「収入」とは税込み総収入金額をいい、「所得」とは総収入金額から税法上認められた必要経費を控除した後の金額をいいます。

ア. 入居する家族(婚約者を含む)に所得者が2人以上いる場合は、それぞれの所得の金額を合算します。

イ. 次のような収入は所得には含めません。

生活保護の各種扶助料、雇用保険及び労災保険の各種給付金、遺族年金及び障害年金、仕送り等

ウ. 中途就職者の場合は、次の算式により年間総収入金額を推定します。ただし、3ヶ月以上勤務が継続している場合に限りです。

$$\text{推定年間総収入金額} = (\text{総収入金額} - \text{賞与分}) \div \text{勤務月数} \times 12 \text{月} + \text{賞与}$$

エ. 所得者が1人で、かつ特別控除対象者(老人配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、寡婦(夫)、障害者、特別障害者)がいない場合は、14ページの収入基準早見表を参照してください。

オ. 所得者が2人以上いる場合、又は特別控除対象者がいる場合は、12～13ページの計算方法により月収額を計算してください。(給与所得者はAから、事業所得者はBから、年金所得者はCから実際に金額をあてはめて計算すること。)